



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

-

〔法規的告示〕

規則

〔省令〕

目次

〔その他告示〕

(原子力規制委五)

(原子力規制委員会) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務五五）

<p>○租税特別措置法施行令第二十六条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件 (同一六九)</p> <p>○工業用水道料金算定要領の一部を改正する告示 (農林水産八五六)</p> <p>○ウスター・ソース類の日本農林規格の一部を改正する件 (同一六九)</p> <p>○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示</p> <p>(国土交通四一二)</p> <p>○船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示 (同四二三)</p> <p>○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示</p> <p>(原子力規制委五)</p> <p>〔その他告示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定国外派遣組織を指定する件 (総務一七九、一八〇) ○農業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件 (農林水産八五七) ○高速自動車国道に関する件 ○道路に関する件 ○道路に関する件 (関東地方整備局一五八、一五九) ○道路に関する件 (国土交通四二四、四二五) ○道路に関する件 (中国地方整備局五〇) 	<p>〔国会事項〕</p> <p>〔人事異動〕</p> <p>〔内閣府 法務省〕</p> <p>〔叙位・叙勳〕</p> <p>〔皇室事項〕</p> <p>〔官庁報告〕</p> <p>官庁事項</p> <p>東北地方整備局公示(東北地方整備局)</p> <p>関東地方整備局公示(関東地方整備局)</p> <p>九州地方整備局公示(九州地方整備局)</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会会長公示 (太平洋広域漁業調整委一六)</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示</p> <p>(日本海・九州西広域漁業調整委一六)</p> <p>瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示 (瀬戸内海広域漁業調整委一六)</p> <p>基本測量関係事項公告 (国土交通省)</p>	<p>○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を作成した件 (同五一)</p> <p>○道路に関する件 (同五二)</p> <p>○道路に関する件 (同五三)</p> <p>○道路に関する件 (同五四)</p> <p>○道路に関する件 (同五五)</p> <p>○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を作成した件 (同五一)</p>
--	---	---

官序事項

叙位・叙動

人事異動

〔国会事項〕

(九州地方整備局八三)

(四国地方整備局三五、三六

諸事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示
(瀬戸内海広域漁業調整委一六)

- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会の関係告示の整理に関する告示
- 個人情報保護委一〇)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働一六七）
- 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（同一六八）

○租税特別措置法施行令第二十六条の二第二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（同二一六九）

○ウスター・ソース類の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産八五六）

○工業用水道料金算定要領の一部を改正する告示（経済産業八一）

○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示（国土交通四二二一）

○船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示（同四二三）

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委五）

〔その他告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務一七九、一八〇）

○農業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（農林水産八五七）

○道路に関する件（関東地方整備局一五八、一五九）

○道路に関する件（中国地方整備局五〇）

○ 洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を作成した件（同五二）

○ 道路に関する件
（四国地方整備局三五、三六）

○ 道路に関する件
（九州地方整備局八三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔叙位・叙勳〕

〔皇室事項〕

〔官厅報告〕

官厅事項

内閣府 法務省

東北地方整備局公示（東北地方整備局）

関東地方整備局公示（関東地方整備局）

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

太平洋広域漁業調整委員会会長公示
（太平洋広域漁業調整委一六）

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示
（日本海・九州西広域漁業調整委一六）

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示
（瀬戸内海広域漁業調整委一六）

基本測量関係事項公告（国土交通省）

六	七	八	九	九	〇
六	七	八	九	九	〇
六	七	八	九	九	〇
六	七	八	九	九	〇
六	七	八	九	九	〇

省

令

規

則

○総務省令第五十五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の二の二第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第十七条の三の三の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改	正	後	
	改	正	前	
(防火対象物の点検及び報告)	(防火対象物の点検及び報告)	(防火対象物の点検及び報告)	(防火対象物の点検及び報告)	
第四条の二の四 〔略〕 〔2・4 略〕	第四条の二の四 〔同上〕 〔2・4 同上〕	第四条の二の四 〔同上〕 〔2・4 同上〕	第四条の二の四 〔同上〕 〔2・4 同上〕	
5 防火対象物点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 略〕 〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点 検及び報告〕	5 防火対象物点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕 〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点 検及び報告〕	5 防火対象物点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕 〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点 検及び報告〕	5 防火対象物点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕 〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点 検及び報告〕	
第六十三条の六 〔略〕 〔2・7 略〕	第六十三条の六 〔同上〕 〔2・7 同上〕	第六十三条の六 〔同上〕 〔2・7 同上〕	第六十三条の六 〔同上〕 〔2・7 同上〕	
8 消防設備点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 略〕 〔防災管理点検及び報告〕	8 消防設備点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕 〔防災管理点検及び報告〕	8 消防設備点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕 〔防災管理点検及び報告〕	8 消防設備点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕 〔防災管理点検及び報告〕	
第五十一条の十二 〔略〕 〔2・3 略〕	第五十一条の十二 〔同上〕 〔2・3 同上〕	第五十一条の十二 〔同上〕 〔2・3 同上〕	第五十一条の十二 〔同上〕 〔2・3 同上〕	
4 防災管理点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 略〕 〔二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 略〕	4 防災管理点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 同上〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕	4 防災管理点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 同上〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕	4 防災管理点検資格者は、次の各号のい ずれかに該当するときは、その資格を失うも のとする。 〔一 同上〕 〔二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 〔三・六 同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

○原子力規制委員会規則第五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年總理府令第五十六号）の一部を次の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年總理府令第五十六号）の一部を次の規制に関する法律施行規則の一部を改正する。

別記様式第五十六中「廃止」を「新設用」に改める。

附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「廃止」を「新設用」に改める。

- 一 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）第3-4(3)の表
- 二 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）第3-4(3)の表

附 則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○厚生労働省告示第百六十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後	改 正 前
第一 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療
一、二十八 (略)	一、二十八 (略)
二十九 抗ネオセルフ β グリコプロテイン I複合体抗体検査	口 施設基準
イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	不育症(流産(化学流産以外のものに限る)の既往歴(二回以上のものに限る)を有するものに限る)
(1) 主として実施する医師に係る基準	① 専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。
(2) 保険医療機関に係る基準	② 産婦人科専門医であること。
① 産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜していること。	③ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
② 実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。	④ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。	⑥ 檢査を委託して実施する場合に、衛生検査所であつて、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

当たつては、本要領の定めるところにより料金の算定を行ふものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十五年法律第二百四十九号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。

当たつては、本要領の定めるとおりにより料金の算定を行ふものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改
造の認定実施要領の一部を改正する告示
(核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正)
第一条 核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示(平成二年運輸省告示第五百九十六号)の一
部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規
定の傍線を付した部分のように改める。

第五	第二 （第四）
一 料金の算定は、過去の実績及び合理的 撤退負担金	（略）

第二章 第四節

号口に規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次のとおりとする。

号口に規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。

二 撤退負担金の額は、現行料金の前提となつて、現行料金の前提となる費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとする。

三 撤退負担金の導入及び額の決定にあたつては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。

イ 次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあつては、その具体的な犯罪歴(略)(略)

(3) 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律(平成十四年法律第六十号)

(4) (5) (6) (7)

イ 次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けた日のなくなりた日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあつては、その具体的な犯罪歴(1)・(2) (略)

(3) 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七)
(4) (5) (6) (略)

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行並びに国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）の一部の施行に伴い、核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通大臣 中野 洋昌

23 •

令和7年5月30日 金曜日

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

道路の種類 一般国道

（二）道路線名 五十七号及び二百五十一号

（三）占用を制限する区域

雲仙市小浜町北本町字松ノ平三五七番一から同市小浜町北本町字椿坂二三三

（四）制限の対象とする占用物件

番四まで新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限するといふことは、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

（五）占用を制限する理由

（六）占用の制限の開始の期日

（七）図面縦覧場所

（八）占用を制限する区域

（九）道路の種類

（十）道路線名

（十一）占用を制限する区域

（十二）占用を制限する区域

（十三）占用を制限する区域

（十四）占用を制限する区域

（十五）占用を制限する区域

（十六）占用を制限する区域

（十七）占用を制限する区域

（十八）占用を制限する区域

（十九）占用を制限する区域

（二十）占用を制限する区域

（二十一）占用を制限する区域

（二十二）占用を制限する区域

（二十三）占用を制限する区域

（二十四）占用を制限する区域

（二十五）占用を制限する理由

（二十六）占用の制限の開始の期日

（二十七）図面縦覧場所

（二十八）占用を制限する区域

（二十九）占用を制限する区域

（三十）占用を制限する区域

（三十一）占用を制限する区域

（三十二）占用を制限する区域

（三十三）占用を制限する区域

（三十四）占用を制限する区域

（三十五）占用を制限する区域

（三十六）占用を制限する区域

（三十七）占用を制限する区域

（三十八）占用を制限する区域

（三十九）占用を制限する区域

（四十）占用を制限する区域

（四十一）占用を制限する区域

（四十二）占用を制限する区域

（四十三）占用を制限する区域

（四十四）占用を制限する区域

（四十五）占用を制限する区域

種類	縮尺	実施時期	所在地	域	摘要	要
地形図	2万5千分1	令和7年 紋別	10-4 紋別	10-4 紋別	10-4 紋別	調製・多色・粗判
"	"	"	2-2 霧雲	2-2 霧雲	"	"
"	"	"	2-4 愛山	2-4 愛山	"	"
"	"	"	3-4 トムラウシ山	3-4 トムラウシ山	"	"
"	"	"	8-1 白金温泉	8-1 白金温泉	"	"
"	"	"	8-2 十勝岳	8-2 十勝岳	"	"
"	"	"	5-1 常陸鹿島	5-1 常陸鹿島	"	"
"	"	"	15-2 根子	15-2 根子	"	"
"	"	"	15-4 阿蘇	15-4 阿蘇	"	"
"	"	"	16-3 肥後	16-3 肥後	"	"
"	"	"	10-1 日向	10-1 日向	"	"
"	"	"	10-2 青島	10-2 青島	"	"
"	"	"	3-2 原野	3-2 原野	"	"
"	"	"	4-1 大矢	4-1 大矢	"	"
"	"	"	4-4 佐賀	4-4 佐賀	"	"
"	"	"	10-3 空港	10-3 空港	"	"
"	"	"	13-4 武雄	13-4 武雄	"	"
"	"	"	15-4 謙早	15-4 謙早	"	"
"	"	"	16-3 田原	16-3 田原	"	"
"	"	"	4-1 有田	4-1 有田	"	"
"	"	"	2-1 嬉野	2-1 嬉野	"	"
"	"	"	2-2 枝栢	2-2 枝栢	"	"
"	"	"	3-1 武留路	3-1 武留路	"	"
"	"	"	4-1 長崎東南部	4-1 長崎東南部	"	"
"	"	"	4-2 長崎東南部	4-2 長崎東南部	"	"

日本海・九州西広域漁業調整委員会公示第十六号
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号(3)(2)の規定に基づき、遊漁者のくわもぐれ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日 日本海・九州西広域漁業調整委員会公長 田中 栄次

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

瀬戸内海広域漁業調整委員会公示第十六号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号(3)(2)の規定に基づき、遊漁者のくわもぐれ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日 瀬戸内海広域漁業調整委員会公長 脇田 和美

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

瀬戸内海広域漁業調整委員会公示第十六号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第七十九号(3)(2)の規定に基づき、遊漁者のくわもぐれ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日 瀬戸内海広域漁業調整委員会公長 脇田 和美

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

太平洋広域漁業調整委員会公示第十六号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号(3)(2)の規定に基づき、遊漁者のくわもぐれ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日 太平洋広域漁業調整委員会公長 北門 利英

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

詔書項

裁定表記載公告

令和7年5月30日

東京地方検察庁立川支部検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第3項の規定により、同条第1項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁立川支部 令和6年第1号
- 2 支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日 令和7年5月30日
- 3 この公告に関する問い合わせ先
〒190-8544 東京都立川市緑町6番地の3 東京地方検察庁立川支部
犯罪被害財産支給手続担当 電話番号 042-548-5055 (代表) 内線487
- この公告があった時から6月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することになります。
- 上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する鬼怒川南部土地改良区連合から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第19項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年5月30日

関東農政局長 安東 隆

退任

役職 氏名 住 所
理事 小川 孝 栃木県真岡市長田320番地
2

猪名川土地改良区連合の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項、第124条及び第136条の4の規定に基づき、大阪府及び兵庫県の区域の一部を地区とし、大阪府豊中市に事務所を有する猪名川土地改良区連合から申請のあった定款変更は、令和7年5月13日に認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項、第124条及び第136条の4の規定により公告する。

令和7年5月30日

近畿農政局長 相本 浩志

県浦安市、死亡年月日令和6年6月19日、出生の場所宮崎県日向市、出生年月日昭和36年1月28日、職業無職

被相続人 亡 平岡 敬活

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町1丁目18番7号アーテ吉祥寺303 吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 堀 麦枝

催告期間満了日 令和7年12月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第82号

静岡県富士市宮島1381番地の2

申立人 安藤 貴明

本籍静岡県島田市湯日2000番地6、最後の住所静岡県島田市川根町笛間上719番地、死亡の場所静岡県島田市、死亡年月日令和6年6月4日、出生の場所北海道野付郡別海村、出生年月日昭和32年6月2日、職業無職

被相続人 亡 齊藤 明裕

静岡県静岡市清水区辻1丁目2番1号えじりあ203号中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大瀧 友輔

催告期間満了日 令和7年12月12日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第268号

名古屋市中村区椿町7番9号

申立人 愛知県信用保証協会

本籍愛知県豊田市白山町七曲12番地468、最後の住所愛知県豊田市白山町七曲12番地468、死亡の場所愛知県豊田市、死亡年月日令和5年9月8日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和37年6月21日、職業不明

被相続人 亡 德 克憲

愛知県豊田市若宮町7-2-5クリスタルビル4階 豊田シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 翔

催告期間満了日 令和7年12月19日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第418号

京都府城陽市寺田東ノ口16・17番地

申立人 城陽市長 奥田 敏晴

本籍京都府城陽市平川東垣外77番地3、最後の住所京都府城陽市平川東垣外77番地の3、死亡の場所京都府城陽市、死亡年月日令和6年3月14日、出生の場所中華民国天津日本租界松鳴街、出生年月日昭和14年2月2日、職業無職

被相続人 亡 石野 泰助

事務所京都市中京区竹屋町通寺町西入 石塚ビル2階 なかで法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中出威一郎

催告期間満了日 令和7年12月19日

京都家庭裁判所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出ください。

令和7年(家)第90304号

東京都多摩市豊ヶ丘3丁目5番地

申立人 コスマフォーラム多摩管理組合
本籍東京都台東区浅草4丁目1番地、最後の住所東京都多摩市豊ヶ丘3丁目5番地5-503、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日令和6年2月13日、出生の場所東京市下谷区、出生年月日昭和16年9月21日、職業不明

被相続人 亡 大竹 健琪

事務所東京都新宿区新宿1丁目26番1号長田屋ビル5階 TOKYO大樹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木下 泉

催告期間満了日 令和7年12月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90309号

東京都小平市学園西町2丁目9番32号アーバンハイツ203

申立人 近藤シヅ子

本籍東京都武蔵野市西久保1丁目48番、最後の住所東京都武蔵野市境1丁目17番6-502号興栄マンションむさしの、死亡の場所千葉

令和7年(家)第3024号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍静岡県御前崎市比木3233番地、最後の住所静岡県御前崎市門屋1336番地の3、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日令和4年12月12日、出生の場所静岡県小笠郡比木村、出生年月日昭和27年5月5日、職業不明

被相続人 亡 植田 伸夫

令和7年(家)第453号

京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地
申立人 京都信用保証協会
代表者理事 山内 修一
本籍京都府宇治市木幡南山80番地577、最後の住所京都府宇治市木幡南山80番地の577、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和6年3月30日、出生の場所大阪府守口市、出生年月日昭和48年11月24日、職業不詳

被相続人 亡 石川 武士
事務所京都市中京区夷川通兩替町西入巴町81
都大路法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長谷川博啓
催告期間満了日 令和7年12月19日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第80450号

兵庫県宝塚市千種4丁目10番18号
申立人 山本 達夫
本籍大阪府高槻市安岡寺町4丁目60番、最後の住所大阪府高槻市須賀町49番2—211号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年1月6日、出生の場所大阪府大阪市西区、出生年月日昭和39年6月28日、職業無職
被相続人 亡 浦野 恵子

大阪市北区南森町2丁目2番9号南森町八千代ビル8階
相続財産清算人 弁護士 仁張 望
催告期間満了日 令和8年1月13日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80455号

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
申立人 株式会社三菱UFJ銀行
本籍大阪府大東市北楠の里町81番地15、最後の住所大阪府大東市北楠の里町20番5号、死亡の場所大阪府四條畷市、死亡年月日令和6年7月2日、出生の場所兵庫県武庫郡魚崎町、出生年月日昭和10年8月10日、職業不明
被相続人 亡 吉田 元重

大阪市北区西天満3丁目13番18号島根ビルディング5階
相続財産清算人 弁護士 平田 晃之
催告期間満了日 令和8年1月13日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80497号

大阪市北区天満橋1丁目6番3号 リバティ天満橋401号室
申立人 宮本 寛之
本籍大阪府大阪市北区国分寺2丁目20番地、最後の住所大阪市中央区日本橋2丁目2番3—903号、死亡の場所大阪府大阪市浪速区、死亡年月日令和7年2月28日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和8年3月2日、職業無職

被相続人 亡 楠本美代子
大阪市中央区南船場4—3—2ゼント心斎橋ビル5階
相続財産清算人 弁護士 平松亜矢子
催告期間満了日 令和8年1月13日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80516号

大阪市城東区今福東3丁目1番34
申立人 ローレルコート今福鶴見管理組合
本籍大阪府大阪市鶴見区諸口6丁目5番、最後の住所大阪市城東区今福東3丁目1番34—1202号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和4年5月21日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和16年2月27日、職業無職

被相続人 亡 島野 禮子
大阪市北区西天満1—2—5大阪JAビル13階
相続財産清算人 弁護士 高橋 俊之
催告期間満了日 令和8年1月13日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4083号

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
申立人 株式会社三菱UFJ銀行
本籍大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁26番地33、最後の住所大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁26番地33、死亡の場所大阪府堺市北区、死亡年月日令和6年6月12日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和27年3月15日、職業無職

被相続人 亡 小林 生作
事務所大阪府大阪市北区南森町2—1—23藤原ビル6階
相続財産清算人 弁護士 佐藤 啓介
催告期間満了日 令和7年12月23日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第40098号

神戸市須磨区清水台1番地の18 グレーシュ須磨アルテビアⅡ番街1004号
申立人 鈴木 馨子
本籍広島県竹原市本町3丁目3964番地、最後の住所神戸市西区岩岡町西脇838番地関西青少年サナトリーム、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和34年1月25日、職業無職

被相続人 亡 齊藤キミ子
神戸市中央区江戸町98番地の1東町・江戸町ビル2階 神戸きらめき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村上 公一
催告期間満了日 令和7年12月26日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70038号

神戸市中央区浪花町62番地の1
申立人 兵庫県信用保証協会
本籍兵庫県加古川市志方町志方町585番地、最後の住所兵庫県加古川市志方町志方町458番地の16、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和6年9月15日、出生の場所兵庫県印南郡志方村、出生年月日昭和29年2月6日、職業不明

被相続人 亡 堀口 雅之
事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護士法人菊井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中澤 広明
催告期間満了日 令和7年12月19日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70047号

兵庫県姫路市香寺町香呂118—1 ファンド香呂301号室
申立人 松岡 貴代
本籍兵庫県神崎郡福崎町大貫62番地、最後の住所兵庫県神崎郡福崎町大貫62番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和2年12月19日、出生の場所兵庫県神崎郡八千種村、出生年月日昭和3年5月9日、職業無職

被相続人 亡 内藤 正子
事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地の2
弁護士法人藤田・川崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上月 祐
催告期間満了日 令和7年12月19日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70050号

兵庫県西宮市戸田町5番19—201号
申立人 吉岡 清友
本籍兵庫県洲本市五色町鮎原西739番地、最後の住所兵庫県加古郡稻美町北山1264番地、死亡の場所兵庫県加古郡稻美町、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所兵庫県三原郡八木村、出生年月日昭和23年12月16日、職業無職

被相続人 亡 大西 陽子
事務所兵庫県姫路市南畠町1丁目4番地S T R E A M法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 政希
催告期間満了日 令和7年12月10日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第315号

兵庫県洲本市山手2丁目1番58号
申立人 船越 健司
本籍兵庫県洲本市上物部2丁目283番地、最後の住所兵庫県洲本市上物部2丁目5番41号、死亡の場所兵庫県洲本市、死亡年月日令和6年11月6日、出生の場所兵庫県三原郡榎列村、出生年月日昭和11年10月21日、職業無職

被相続人 亡 森 豊明
神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階
弁護士法人東町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 幸寺 覚
催告期間満了日 令和7年12月19日
神戸家庭裁判所洲本支部

令和7年(家)第258号

東京都足立区西新井6—26—10
申立人 村瀬 圭一
本籍愛知県名古屋市西区枇杷島3丁目112番地、最後の住所奈良市白毫寺町748番地の10、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日令和6年6月23日、出生の場所朝鮮全羅北道、出生年月日昭和13年8月11日、職業無職

被相続人 亡 村瀬 克子
奈良市高天町10番地の1 株式会社T. T. ビル2階南都総合法律事務所
相続財産清算人 富島 淳
催告期間満了日 令和8年1月8日
奈良家庭裁判所

令和7年(家)第1027号
奈良県香芝市閑屋北3丁目17番8号
申立人 田中 広美
本籍大阪府松原市丹南3丁目644番地、最後の住所奈良県香芝市閑屋北3丁目17番8号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和6年6月15日、出生の場所大阪府南河内郡丹南村、出生年月日昭和14年6月19日、職業会社顧問
被相続人 亡 田中 廣治
奈良県橿原市内膳町1丁目1番19号 セレーノビル2階 なら法律事務所
相続財産清算人 弁護士 朝守 令彦
催告期間満了日 令和7年12月22日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第1028号
大阪市住吉区東粉浜3-7-8
申立人 大津 尚美
本籍奈良県大和高田市大字勝目33番地、最後の住所奈良県大和高田市大字勝目33番地、死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日平成31年1月31日、出生の場所奈良県北葛城郡馬見村、出生年月日昭和12年9月25日、職業不明
被相続人 亡 門出 憲昌
奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館1階 弁護士法人 ナラハ奈良法律事務所
相続財産清算人 弁護士 市ノ木山朋矩
催告期間満了日 令和7年12月26日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第1034号
奈良県大和高田市大字池田488番地19
申立人 吉田 佳寛
本籍奈良県大和高田市大字池田488番地19、最後の住所奈良県大和高田市大字池田488番地19、死亡の場所奈良県大和高田市、死亡年月日推定令和6年5月11日から20日までの間、出生の場所和歌山県新宮市、出生年月日昭和35年9月7日、職業無職
被相続人 亡 吉田 葉月
奈良県大和郡山市北郡山町246番地 大和本社ビル2階 大和郡山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 青木 啓靖
催告期間満了日 令和7年12月22日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第41号
島根県雲南市大東町下佐世566番地内第1
申立人 米田 龍信

本籍島根県雲南市大東町下佐世566番地内第1、最後の住所大阪府大阪市港区港晴3丁目9番10号、死亡の場所大阪府大阪市港区、死亡年月日平成30年3月27日、出生の場所滋賀県犬上郡福満村、出生年月日昭和9年12月7日、職業不明
被相続人 亡 米田 宗穂
島根県松江市浜乃木4丁目8番7号
相続財産清算人 青木 一男
催告期間満了日 令和8年1月31日
松江家庭裁判所

令和6年(家)第30571号
広島県東広島市西条東北町12番27号
申立人 一般財団法人東光会
本籍廣島縣賀茂郡寺西村字西条東4番屋敷、最後の住所不明、死亡の場所不明、死亡年月日明治32年4月9日、出生の場所不明、出生年月日天保3年3月5日、職業不明
被相続人 亡 門脇マツヨ
事務所広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル2階 上八丁堀法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三保 友佳
催告期間満了日 令和7年12月12日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30043号
広島県安芸郡海田町月見町9番42-503号
申立人 手島 清己
本籍広島市中区東平塚町1番、最後の住所広島市中区東平塚町1番9-802号京橋川コーポ、死亡の場所広島県広島市中区、死亡年月日平成31年1月3日、出生の場所鹿児島県熊毛郡西之表町、出生年月日昭和29年5月6日、職業無職
被相続人 亡 手島 政美
事務所広島市中区上八丁堀7-10 HSビル2階 弁護士法人板根富規法律事務所
相続財産清算人 弁護士 板根 富規
催告期間満了日 令和7年12月17日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30054号
広島市東区温品8丁目9番30号
申立人 香川 貞昭
本籍広島市東区温品8丁目353番地、最後の住所広島市東区温品8丁目12番1号、死亡の場所広島市東区、死亡年月日令和6年11月26日頃、出生の場所広島市、出生年月日昭和41年10月15日、職業無職
被相続人 亡 香川 良輔

事務所広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル905 熊野量規法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中村 麗子
催告期間満了日 令和7年12月12日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30061号
広島市安佐南区伴中央5丁目21番6号
申立人 岡本瑠璃子
本籍広島県三原市久井町羽倉3289番地、最後の住所広島市安佐南区伴中央5丁目21番6号岡本方、死亡の場所広島県広島市安佐南区、死亡年月日平成29年2月9日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和5年5月15日、職業無職
被相続人 亡 追田ヤエ子
事務所広島市中区基町13-13 広島基町NSビル6階 岡野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡 亮介
催告期間満了日 令和7年12月17日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30097号
広島市中区南竹屋町2番5号サンライズビル201号
申立人 引地 敏幸
本籍広島市中区基町1番地、最後の住所広島市安佐北区可部町大字上町屋1539番地、死亡の場所広島市安佐南区、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所広島県高田郡甲田町、出生年月日昭和21年9月8日、職業無職
被相続人 亡 井上 幸彦
広島市中区南竹屋町2番5号サンライズビル201号
相続財産清算人 司法書士 引地 敏幸
催告期間満了日 令和7年12月15日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第40号
北海道根室市梅ヶ枝町3丁目15番地
申立人 大地みらい信用金庫
本籍北海道根室市光洋町3丁目37番地8、最後の住所北海道根室市本町4丁目65番地、死亡の場所北海道根室市、死亡年月日推定令和6年7月28日、出生の場所北海道根室市、出生年月日昭和37年12月2日、職業会社役員
被相続人 亡 岡本 純子
北海道標津郡中標津町東1条南3丁目2番地1 やまりんビル1階なかしべつ法律事務所
相続財産清算人 猪原 健弘
催告期間満了日 令和7年12月22日
釧路家庭裁判所根室支部

令和7年(家)第9013号
秋田県湯沢市岩崎字岩崎118番地
申立人 高橋 克之
本籍秋田県湯沢市山田字上堂ヶ沢75番地、最後の住所秋田県湯沢市皆瀬字上小保内6番地、死亡の場所秋田県湯沢市、死亡年月日令和6年7月14日、出生の場所秋田県湯沢市、出生年月日昭和28年11月18日、職業無職
被相続人 亡 高橋 永治
秋田県横手市大屋新町字大平593番地1 弁護士法人近江法律事務所
相続財産清算人 弁護士 近江 直人
催告期間満了日 令和7年12月25日
秋田家庭裁判所横手支部

令和7年(家)第20043号
群馬県前橋市六供町2丁目50番地43
申立人 あかぎ信用組合
本籍群馬県伊勢崎市若葉町15番地、最後の住所群馬県伊勢崎市波志江町4149番地7、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和4年3月29日、出生の場所群馬県佐波郡宮郷村、出生年月日大正14年12月17日、職業無職
被相続人 亡 内山 圭
群馬県前橋市石倉町4-7-11 奈良法律事務所
相続財産清算人 奈良 浩樹
催告期間満了日 令和7年12月15日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第242号
東京都品川区北品川2丁目8番3号
申立人 特定非営利活動法人ライフサポート東京
代表者理事 平松 太郎
本籍東京都江戸川区江戸川2丁目45番地、最後の住所埼玉県草加市栄町3丁目1番14-3号草加幸楽園、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年12月25日、出生の場所埼玉県南埼玉郡菖蒲町、出生年月日昭和35年3月7日、職業無職
被相続人 亡 佐々木浩二
事務所埼玉県草加市松原1丁目1番10号獨協地域と子ども法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鮎田 謙一
催告期間満了日 令和7年12月15日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第7050号
 長野県須坂市大字坂田375番地
 申立人 山小 延子
 本籍長野県須坂市大字坂田375番地、最後の住所長野県須坂市大字坂田375番地、死亡の場所長野県須坂市、死亡年月日平成21年7月18日、出生の場所長野県上高井郡須坂町、出生年月日昭和15年1月9日、職業自営業被相続人 亡 山小 貴治
 長野市緑町1420番地11 萩原ビル2階山崎勝巳法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山崎 勝巳
 催告期間満了日 令和7年12月16日
 長野家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第7047号
 長野市大字南長野県町490番地5
 申立人 永井 真介
 本籍長野県須坂市臥童1丁目619番地4、最後の住所長野県須坂市臥童1丁目6番21号、死亡の場所長野県須坂市、死亡年月日平成22年7月以下不詳、出生の場所長野県須坂市、出生年月日昭和32年2月22日、職業不明被相続人 亡 寺内 仁郎
 催告期間満了日 令和7年12月9日
 長野家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第2号
 岐阜市日野南5丁目7番1号
 申立人 藤沢工業株式会社
 代表者代表取締役 藤沢 克浩
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月29日
 令和7年5月9日 岡山簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 B B 70098
 金額 991,540円
 支払期日 令和7年6月20日
 支払地 岡山市
 支払場所 株式会社中国銀行小橋支店
 振出日 令和7年3月14日
 振出地 岡山市中区桜橋1丁目3番26号
 振出人 株式会社山陽ファニチャー 代表取締役 金谷 政彦
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人
令和7年(家)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

石川県小松市上本折町32番地
 申立人 大井幸兵衛
 権利の届出の終期 令和7年9月1日
 令和7年4月17日 小松簡易裁判所
 (別紙) 目録
 (1)土地 石川県小松市上本折町32番
 宅地 22.74平方メートル
 (2)登記年月日番号 金沢地方法務局小松支局明治32年9月4日受付第485号
 (3)登記した権利の内容
 登記の目的 地上権設定
 原因 明治32年8月30日設定
 目的 建物所有
 存続期間 明治32年7月より50年
 地代 7円45銭3厘
 支払期 每年1月15日、7月15日
 地上権者 小松市上本折町27番地
 江下 福松

失踪宣告

令和6年(家)第1603号
 本籍北海道檜山郡厚沢部町字当路149番地、最後の住所北海道札幌市豊平区平岸2条9丁目1番22-401号
 不在者 片桐 卷子
 昭和28年11月18日生
 令和7年4月25日失踪宣告審判確定
 札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第78号
 本籍北海道旭川市未広6条2丁目4番地3、最後の住所旭川市東鷹栖4条4丁目639番地市住1105号
 不在者 林田 秀一
 昭和37年4月2日生
 令和7年5月1日失踪宣告審判確定
 旭川家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第119号
 本籍群馬県利根郡みなかみ町小川2396番地2、最後の住所群馬県利根郡夜野町大字小川2396番地2
 不在者 秋山 和夫
 昭和13年1月3日生
 令和7年5月1日失踪宣告審判確定
 前橋家庭裁判所沼田支部裁判所書記官

令和6年(家)第260号
 本籍千葉県八街市大木669番地、最後の住所千葉県八街市八街へ199番地
 不在者 住田 健児
 昭和12年8月6日生
 令和7年5月1日失踪宣告審判確定
 千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和6年(家)第5002号
 本籍東京都町田市鶴川6丁目1番地22、最後の住所東京都江東区森下1丁目12番5号有三栄総業405
 不在者 東 茂哉
 昭和45年8月30日生
 令和7年5月2日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6305号
 本籍東京都杉並区成田東4丁目40番地、最後の住所東京都杉並区堀ノ内3丁目10番24号
 不在者 矢車 真樹
 昭和47年9月2日生
 令和7年5月1日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6351号
 本籍山梨県北杜市白州町鳥原2710番地、最後の住所不明
 不在者 渡辺 信男
 昭和7年5月1日生
 令和7年5月3日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第71号
 国籍アメリカ合衆国、最後の住所山口県岩国市以下不詳
 不在者 レイモンド、アール、ホワイト西暦1924年7月6日生
 令和7年3月28日失踪宣告審判確定
 山口家庭裁判所岩国支部裁判所書記官

令和6年(家)第8156号
 本籍北海道夕張市日吉18番地、最後の住所宮崎県西都市大字下三財3243番地17
 不在者 工藤 芳男
 昭和13年2月2日生
 令和7年4月26日失踪宣告審判確定
 宮崎家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は、権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。

令和6年(ヘ)第7号

石川県かほく市下山田へ23番地(登記記録上の住所河北郡字ノ気町字下山田ホ18番地)

申立人 櫻井 豊

権利の届出の終期 令和7年5月2日

令和7年5月7日 金沢簡易裁判所
(別紙) 目録

1 土地 かほく市下山田ホ15番6
宅地 70.47平方メートル

2 登記年月日番号 金沢地方法務局明治44年3月
10日受付第1474号

3 登記した権利の内容

明治44年3月10日賃借権設定登記

借賃 1年金7円

支払期 每年12月30日

存続期間 20年

賃借権者 河北郡字ノ気町字下山田ホ15番地
山本吉三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第61号

山口県下関市彦島西山町5丁目5番1号

債務者 有限会社ふく晴

代表者代表取締役 米村 吉晴

1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 島田 直行

4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第58号

群馬県高崎市下之城町807番地41

債務者 岩下 章

1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大竹由希子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第624号

千葉県市原市姉崎994番地1 PROVEN
CE 202号室

債務者 渡井 啓貴

1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 酒井 秀大

4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第361号

埼玉県富士見市水谷東1丁目11番11号ハイツ
ローラン103

債務者 片岡 剛子

1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 日名子 曜

4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後2時20分

6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第59号

青森県弘前市大字南瓦ヶ町5 イリゴマン
ション317、住民票上の住所青森県南津軽郡
大鰐町大字大鰐字大鰐191番地

債務者 新宅 弘敏

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三上 雅通
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第434号

東京都荒川区東日暮里2丁目48番1号 サン
ライフ坂口505

債務者 古澤 典明

1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 井野 明梨

4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1時20分

6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第688号

千葉市美浜区幸町1丁目9番1棟505号

債務者 佐藤 智久

1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小西 朱見

4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時40分

6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第692号

千葉市美浜区打瀬1丁目11番地1 グリーナ
A棟230号

債務者 渡邊 茂利

1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鈴木 智之

4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1時40分

6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第601号

千葉県市川市妙典6丁目5番22号(ラ・ネ
ューファール102号)

債務者 金子 大輝

1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大島 繁幸

4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時40分

6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第614号

千葉県習志野市大久保1丁目24番5-502号

債務者 石井 一史

1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 上杉 浩介

4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時20分

6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第638号

千葉県船橋市海神1丁目29番31-103号

債務者 中野 知宏

1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 北村 謙介

4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時20分

6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第578号

千葉県船橋市行田2丁目2番5棟807号

債務者 吉津 玲子

1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 濑田 和俊

4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時40分

6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第95号

岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割88番地23、前住所岩手県岩手郡雫石町西安庭第14地割50番地21

債務者 徳田 輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 力
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第790号

名古屋市東区東桜1丁目10番4号 オープンレジデンシア久屋大通THE COURT 1001号

債務者 森川 友香

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮田 智弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第661号

千葉県船橋市本中山5丁目6番14-103号

債務者 矢野 英治

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 一成
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第3005号

東京都江戸川区西葛西2丁目21-8-204

債務者 本松健士郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 洪 美絵

- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3095号

東京都江戸川区上一色1丁目9-5-202

債務者 中島 和行

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 造一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3099号

東京都立川市高松町2丁目16-14-202

債務者 谷澤 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片倉 秀次
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3103号

東京都江東区亀戸3丁目44-5-103

債務者 佐竹直喜雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀ヶ谷貴之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3104号

東京都世田谷区南烏山1丁目4-6-201

債務者 十河 香奈

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 健市
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3106号

東京都葛飾区金町2丁目21-1-322

債務者 辰巳 茜

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 真央
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3109号

東京都墨田区亀沢1丁目10-8-501

債務者 干場 薫

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青山 玄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3137号

東京都北区志茂5丁目38-7-201

債務者 神波 一明

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 輝紀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3150号

東京都練馬区旭町2丁目18-24-202

債務者 今億 大二

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅野 光明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3168号

東京都江戸川区東葛西9丁目23-28-621

債務者 鈴木 寛人(旧姓大江)

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古西 桜子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3187号

東京都三宅島三宅村阿古568-33

債務者 前田 素男

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 成貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3188号

東京都西東京市芝久保町2丁目17-611

債務者 金子 良幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秦 竜也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日前2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3199号 東京都板橋区徳丸6丁目23-13-402 債務者 安永明日香 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上壯太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2986号 東京都立川市錦町1丁目15-31 エルヴィング立川二番館 306 債務者 増本 寛 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴崎 悠介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 耕平 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3234号 東京都大田区南馬込4丁目9-9-102 債務者 金子 謙次 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石谷 英之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2994号 東京都国分寺市西町5丁目20-5 レジデンス武蔵野II 103 債務者 加藤 裕之 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中陳 道夫 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 俊一 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3250号 東京都板橋区高島平8丁目12-9-501 債務者 久保 公祐 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 皆川 秀幸 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2995号 東京都日野市旭が丘4丁目7-5 シティハイツ日野旭が丘5-305 債務者 吉田 竜也 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中筋 賢治 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保木野秀明 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3251号 東京都板橋区高島平8丁目12-9-501 債務者 久保 万実 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 皆川 秀幸 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3025号 東京都板橋区赤塚6丁目37-20 第5コーポラス春日105 債務者 佐藤 勝司 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井口 賢人	4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関口 彰紀 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3059号 東京都練馬区練馬2丁目27-17 シャルム1993 104 債務者 藤本 尚 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。			

<p>令和7年(フ)第127号 宫崎市恒久南3丁目11番地16 弥生コーポ 205号、前住所宮崎市恒久南3丁目9番地3 債務者 外山 敏夫 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野間浩司 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 宮崎地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1539号 大阪市天王寺区鳥ヶ辻1丁目1番21-306号 債務者 西川 佳世 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月25日午後1時30分</p>	<p>4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分</p>	<p>旭川地方裁判所民事部 令和7年(フ)第71号 北海道旭川市南1条通23丁目1974番地の192 タウンズ南 204 債務者 三室 良輔 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分</p>	
<p>令和7年(フ)第189号 宮崎県児湯郡新富町大字新田8525番地6 ヤ マニハウスC棟 傾務者 安積 一仁 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 年森 俊宏 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 宮崎地方裁判所破産係</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1839号 大阪市都島区御幸町1丁目5番8号 リバ ティー御幸 3A号 傾務者 浜田 伶奈 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1839号 大阪市都島区御幸町1丁目5番8号 リバ ティー御幸 3A号 傾務者 浜田 伶奈 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分</p>	<p>旭川地方裁判所民事部 令和7年(フ)第114号 北海道旭川市神楽岡12条3丁目2番7号 シャルム赤塚202号 傾務者 草野 公文 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時</p>	
<p>破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間</p>				
<p>令和7年(フ)第198号 大阪府岸和田市春木泉町18番45号 リバーサ イド春木201号 傾務者 樋口 晋作 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1937号 大阪府寝屋川市幸町8番1-1110号 傾務者 寺脇 夏美(旧姓嶋本) 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1937号 大阪府寝屋川市幸町8番1-1110号 傾務者 寺脇 夏美(旧姓嶋本) 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分</p>	<p>旭川地方裁判所民事部 令和7年(フ)第116号 北海道旭川市川端町6条10丁目2番6号 ク リーンコーポ203 傾務者 山田 忍 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30分</p>	
<p>令和7年(フ)第1535号 大阪市天王寺区鳥ヶ辻1丁目1番21-306号 傾務者 西川 将 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第53号 北海道旭川市東7条6丁目3番12号 イース トハウス7・6 201号室 傾務者 今野 浩二 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第53号 北海道旭川市東7条6丁目3番12号 イース トハウス7・6 201号室 傾務者 今野 浩二 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>旭川地方裁判所民事部 令和7年(フ)第122号 北海道旭川市春光台4条4丁目6番8号 傾務者 清水 貴弘</p>	
<p>1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月25日午後1時30分</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30分</p>	<p>旭川地方裁判所民事部 令和7年(フ)第3228号 東京都世田谷区深沢1丁目19-13-201 傾務者 皆川 哲雄 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時</p>	<p>東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第3255号 東京都江戸川区東葛西9丁目10-1-704 傾務者 数野昇こと 数野 昇 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30分</p>	
<p>19</p>				

令和7年(フ)第3257号	東京都北区神谷2丁目28-11 債務者 福里 優 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3288号	東京都葛飾区白鳥3丁目15-12 アーバンルートA301 債務者 増田 次郎 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3289号	東京都江東区南砂4丁目5-17-101 債務者 三村 未来 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3318号	東京都大田区大森西4丁目16-7 小川方203 債務者 吉田 知之 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3319号	東京都足立区青井2丁目25-4 ハーモニーラス青井X 105 債務者 工藤 大樹 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3321号	東京都江東区東砂2丁目9番8号 MKフィオーレII 103 債務者 谷口 道子 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3322号	東京都練馬区高野台4丁目17-11-301 債務者 納 静香(旧姓今野) 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3328号	東京都江戸川区中葛西7丁目22-13-303 債務者 斎藤 輝美 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3330号	東京都板橋区赤塚2丁目15-10-103 債務者 野口 夏紀 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1985号	大阪市西成区橋2丁目9番28号 アヴィB J ハウス橋 402号 債務者 幸池 真悟 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3331号	東京都中野区沼袋2丁目15-8-303 債務者 塩野谷絨子 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3333号	東京都江戸川区下篠崎町2-1-403 債務者 小沼 克巳 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3336号	東京都足立区東和1丁目30-16 第1コーセー清美201 債務者 宮園敬一郎 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3365号	東京都墨田区三田1丁目4-4-905 債務者 横尾 莉緒 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正	<p>令和6年（フ）第707号 名古屋市中川区野田1丁目111番地の1 破産者 株式会社ウォーキング</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 <p>名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和6年（フ）第133号 宮城県加美郡加美町字小瀬下原東3番地の1 破産者 有限会社高橋鉄筋工業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日 令和7年5月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 <p>仙台地方裁判所古川支部破産係</p> <p>令和5年（フ）第5号 広島県竹原市中央5丁目3番10号 破産者 株式会社タケモト</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日 令和7年5月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 <p>広島地方裁判所呉支部</p> <p>令和6年（フ）第152号 徳島県吉野川市鴨島町飯尾712番地の1 破産者 有限会社中央プランニング</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日 令和7年5月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 <p>徳島地方裁判所民事部</p> <p>令和5年（フ）第29号 福岡県柳川市東蒲池296番地の1 破産者 富士建設工業株式会社</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日 令和7年5月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 <p>福岡地方裁判所柳川支部破産係</p> <p>令和6年（フ）第707号 鹿児島市桜ヶ丘2丁目30番地20 チェリーヒルズ202号 破産者 延生 幸代</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで 2 一般調査期日 令和7年8月6日午後1時30分 <p>令和7年5月21日</p> <p>令和7年（フ）第36号 鹿児島市桜ヶ丘2丁目30番地20 チェリーヒルズ202号 破産者 延生 幸代</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで 2 一般調査期日 令和7年8月6日午後1時30分 <p>令和7年5月21日</p> <p>令和7年（フ）第12号 長崎県大村市宮小路1丁目344番地1 ウィルモア宮小路C棟205 破産者 中野 洋介</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年6月25日まで 2 一般調査期日 令和7年8月20日午後2時15分 <p>令和7年5月21日</p> <p>令和6年（フ）第315号 住居所不明、最後の住所長崎県長崎市大井町35番地2 破産者 津田 和典</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年6月26日まで 2 一般調査期日 令和7年9月3日午前10時 <p>令和7年5月22日</p> <p>令和6年（フ）第5571号 大阪府箕面市小野原東6丁目25番8-208号 破産者 オンアンドオンこと松本実こと KI M S H I L 金 実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで 2 一般調査期日 令和7年7月4日午後1時30分 <p>令和7年5月21日</p> <p>令和5年（フ）第5571号 大阪府箕面市小野原東6丁目25番8-208号 破産者 オンアンドオンこと松本実こと KI M S H I L 金 実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで 2 一般調査期日 令和7年7月4日午後1時30分 <p>令和7年5月21日</p> <p>令和6年（フ）第64号 札幌市西区発寒7条14丁目15番6号 レジデンス発寒101号 破産者 赤坂 鷹也</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで 2 一般調査期日 令和7年7月31日午前10時 <p>令和7年5月21日</p> <p>令和7年（フ）第132号 札幌市北区屯田3条7丁目6番3号 破産者 斎藤 大樹</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで 2 一般調査期日 令和7年8月21日午前11時 <p>令和7年5月21日</p> <p>令和7年（フ）第197号 茨城県つくば市あしひ野2番地1、開始決定時の住所横浜市神奈川区上反町2丁目27番地1 パティオフラットヨコハマ205号 破産者 伊藤 晃朗</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 2 一般調査期日 令和7年8月27日午前10時 <p>令和7年5月22日</p> <p>令和6年（フ）第370号 香川県高松市木太町3366番地16 破産者 松崎 秀子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 2 一般調査期日 令和7年8月27日午前10時 <p>令和7年5月22日</p> <p>令和6年（フ）第1602号 さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年（フ）第18号 埼玉県川越市大字笠幡4962番地3 破産者 景利美代子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 2 一般調査期日 令和7年8月27日午後1時40分 <p>令和7年5月19日</p> <p>令和6年（フ）第370号 さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年（フ）第18号 埼玉県川越市大字笠幡4962番地3 破産者 景利美代子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 2 一般調査期日 令和7年8月27日午後1時40分 <p>令和7年5月21日</p> <p>令和6年（フ）第370号 香川県高松市木太町3366番地16 破産者 松崎 秀子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 2 一般調査期日 令和7年8月27日午前10時 <p>令和7年5月22日</p>
-------------------------------------	---

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第320号

千葉県市川市相之川4丁目12番22-202号(第2ピアコート・ヒロ)
破産者 森 元貴

異議申述期間 令和7年7月10日まで

令和7年5月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第216号

千葉県市川市欠真間1丁目4番1-101号(レジデンス武番館)
破産者 高橋 隆弘

異議申述期間 令和7年7月11日まで

令和7年5月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第310号

千葉県習志野市東習志野8丁目20番6号
破産者 田中 光子

異議申述期間 令和7年7月14日まで

令和7年5月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1767号

千葉県市川市大洲2丁目14番6号(大洲サンハイツ107号)
破産者 西城 英子

異議申述期間 令和7年7月15日まで

令和7年5月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第197号

千葉県市川市大洲2丁目14番6号(大洲サンハイツ107号)
破産者 西城 健

異議申述期間 令和7年7月15日まで

令和7年5月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第246号

千葉県船橋市西船1丁目18番1号 ヒルトップ西船103号
破産者 小原 勉

異議申述期間 令和7年7月15日まで

令和7年5月21日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第254号

千葉市稻毛区園生町1281番地1 ドットホーム園生
破産者 山本 実

異議申述期間 令和7年7月15日まで

令和7年5月22日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第203号

千葉県浦安市今川3丁目2番19-511号 アルカサル今川
破産者 片山 翔夢

異議申述期間 令和7年7月16日まで

令和7年5月21日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第4628号

兵庫県西宮市丸橋町8番18-101号
破産者 大西 貞夫

異議申述期間 令和7年7月16日まで

令和7年5月21日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見 申述期間

令和7年(フ)第769号

東京都港区六本木5丁目16-35-409
破産者 水上 将

免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

令和7年5月22日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2号

徳島県海部郡海陽町四方原字町西45番地
清算株式会社 株式会社トノワ
代表清算人 谷崎 公隆

1 決定年月日 令和7年5月16日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。

徳島地方裁判所阿南支部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第2号

北海道釧路市愛国西1丁目31番16号
清算株式会社 株式会社アバ・マンセンター
代表清算人 木村 拓也

1 決定年月日 令和7年5月16日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

釧路地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続き開始

令和7年(再イ)第19号

栃木県宇都宮市今泉4丁目12番8号 小野
アルトハイムA102

再生債務者 近藤 明成

1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで

4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月1日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第26号

埼玉県入間郡三芳町大字上富1712番地14
再生債務者 山本 紀子

1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで

4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月30日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第5号

兵庫県西宮市山口町上山口784番地リツツ
ジュン302号(前住所) 兵庫県三田市ゆりの
き台6丁目34番地3

再生債務者 木村 剛志

1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで

4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令和7年7月1日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第29号

兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目30番18号ダイ
ドーメゾン301

再生債務者 村上 竜平

1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで

4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令和7年7月1日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第22号

栃木県宇都宮市針ヶ谷町386番地23 フェザ
ントイル206

再生債務者 松村 佳和

1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで

4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月3日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第73号

埼玉県新座市栄4丁目8番13-202号

再生債務者 杉原 裕司

1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで

4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月2日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第44号

埼玉県所沢市中新井5丁目14番2号

再生債務者 天野 浄臣

1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで

4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月1日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第97号

愛知県春日井市坂下町7丁目760番地734

再生債務者 松本 涼

1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで

4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第2号 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原931番地 再生債務者 柴原 祥吾 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで 岡山地方裁判所津山支部	1 決定年月日時 令和7年5月22日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令和7年7月3日まで 山口地方裁判所下関支部再生係	令和7年（再イ）第41号 神戸市長田区四番町6丁目47番地 市営長田駅前住宅504号 再生債務者 河村 昌哉 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令和7年7月8日まで 水戸地方裁判所麻生支部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月23日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年（再イ）第10号 北海道登別市幌別町3丁目20番地34 コーポリッチ202 再生債務者 岩崎 太介 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令和7年7月3日まで 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	1 決定年月日時 令和7年5月22日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令和7年7月3日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第1号 愛媛県西条市新市690番地3 再生債務者 岸 洋介 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月23日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年（再イ）第8号 茨城県下妻市高道祖4485番地2 ノープルA棟101号室 再生債務者 矢崎 翔 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月23日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年（再イ）第6号 北海道小樽市新光3丁目13番1号 再生債務者 美輪 正幸 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令和7年7月3日まで 札幌地方裁判所小樽支部	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年7月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第162号 東京都日野市神明1-6-29 再生債務者 福島 憲子 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日まで 松山地方裁判所西条支部	令和6年（再イ）第5号 鹿児島市西伊敷6丁目18番9号、前住所鹿児島市喜入町543番地2 再生債務者 武田 清孝 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年（再イ）第9号 青森市金沢2丁目8番36号 吉田カツ方 再生債務者 吉田 拓人 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで 青森地方裁判所民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年7月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第166号 東京都三鷹市新川6-13-15 再生債務者 和久山皓司 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年7月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第9号 茨城県筑西市藤ヶ谷2180番地1 再生債務者 橋口 勝則 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月23日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年（再イ）第13号 山口県下関市綾羅木本町8丁目5番18号 再生債務者 田窪 玲志	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで 青森地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第189号 東京都台東区清川1-10-10-504 再生債務者 伊東 健太 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年7月22日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第15号 宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字堤ノ内50番地117 再生債務者 小松さとみ 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部
		令和7年（再イ）第4号 茨城県鹿嶋市大字谷原192番地 再生債務者 野口 政幸	令和7年（再イ）第8号 群馬県館林市花山町10番地の9 再生債務者 大杉 保広 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月23日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年（再イ）第111号 東京都八王子市西寺方町1108-32 再生債務者 萩原 亮一 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月23日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月16日まで 高松地方裁判所丸亀支部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月24日まで 前橋地方裁判所桐生支部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月10日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第147号 東京都足立区江北1-30-19 再生債務者 金本 文漢 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月23日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月16日まで 高松地方裁判所丸亀支部	1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月24日まで 新潟地方裁判所民事部	大分県別府市石垣東9丁目5番5号 再生債務者 河野 剛士 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月24日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第20号 大阪市東淀川区小松1丁目15番20号 ドミニ アムパレス東洋 507号 再生債務者 梅村 貴志 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月2日まで 福岡地方裁判所直方支部	1 決定年月日時 令和7年5月22日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令和7年7月10日まで 金沢地方裁判所小松支部	石川県小松市日の出町3丁目81番地1 プリ メーラ参番館101号 再生債務者 穴知 悠真 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月2日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年（再イ）第13号 和歌山県紀の川市桃山町調月2162番地14 再生債務者 磯谷 憲吾 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月2日まで 福岡地方裁判所田川支部	1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令和7年7月10日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年（再イ）第18号 静岡県裾野市千福252番地の5モンテアレ102 (前住所) 埼玉県深谷市上柴町東7丁目3番地2 メゾンイーストセブン304号 再生債務者 石倉 広智 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月5日まで 令和7年5月21日 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年（再イ）第5号 香川県丸亀市川西町南507番地8 (前住所) 香川県丸亀市土器町東一丁目694番地青葉ハイツ205号 再生債務者 近藤 千尋	1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第2号 千葉県木更津市八幡台5丁目8番1号 再生債務者 上村 菖太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月5日まで 令和7年5月21日 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年（再イ）第6号 群馬県桐生市川内町2丁目128番地の1 再生債務者 梅田 真右 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和6年（再イ）第538号 東京都墨田区押上2-14-1-301 再生債務者 今 有香 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月6日まで 令和7年5月20日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第12号 東京都大田区大森東2-10-7-201 再生債務者 飯塚 大和 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月20日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第29号 愛知県小牧市大字西之島1889番地3 再生債務者 水野 省悟 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月21日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第8号 静岡県三島市東大場1丁目25番地の12 再生債務者 奥村 則之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月22日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年（再イ）第596号 神戸市西区玉津町高津橋348番地D-403号 再生債務者 日浦 尚輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月21日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第32号 東京都八王子市館町1097 館ヶ丘団地 1- 4-1003 再生債務者 谷岡 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月21日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第152号 宮城県黒川郡大和町吉岡字古館2番地 エス ポワール201 再生債務者 兵頭 博士 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月22日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第4号 三重県松阪市大黒田町1836番地2 ハピネス 虹201号室 再生債務者 三宅 龍生 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月22日 津地方裁判所松阪支部	令和7年（再イ）第1号 沖縄県那覇市長田2丁目13番15号 キャッス ル長田201 再生債務者 西江沙也樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月21日 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年（再イ）第3号 千葉県印西市宗甫39番地4 再生債務者 山形 空 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月20日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和6年（再イ）第155号 宮城県黒川郡大衡村ときわ台南3番地17 再生債務者 門脇 崇 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月22日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第4号 栃木県小山市大字梁1320番地2 再生債務者 荒川 風太（旧姓平野） 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月22日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第37号 札幌市西区発寒11条5丁目1番15-102号 再生債務者 中畑 友樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月22日 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年（再イ）第351号 愛知県大府市共西町5丁目127番地の1 ファミールユタカA205号 再生債務者 滝川 修平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月21日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第2号 山形市幸町12番44号 再生債務者 和田 敏行 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月22日 山形地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第46号 群馬県安中市原市2697番地5 再生債務者 大前 京子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月21日 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年（再イ）第9号 京都市中京区壬生土居ノ内町28番地13 再生債務者 松田奈穂子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年5月22日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年（再イ）第367号 愛知県津島市城山町3丁目139番地2 再生債務者 服部 俊之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月21日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第72号 静岡県三島市西本町10番19号 エクセルコー ト205 再生債務者 仲村 翔太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月22日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年（再イ）第2号 埼玉県川越市南大塚6丁目24番地29 再生債務者 西村 武明 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月21日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年（再イ）第145号 神戸市垂水区狩口台4丁目41番403号 再生債務者 麻田 和貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月21日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第28号 神戸市灘区篠原中町5丁目7番27号 ソエル ライフ104 再生債務者 山村 奈々 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月11日まで 令和7年5月21日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和6年（再イ）第20号 長崎県諫早市若葉町203番地7 再生債務者 泉川 雄飛 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月11日まで 令和7年5月21日 長崎地方裁判所大村支部 令和7年（再イ）第15号 兵庫県尼崎市東塚口町1丁目8番18号アーヴ 塚口520（前住所）兵庫県伊丹市中野東1丁目313番地1 再生債務者 田村 陽平 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月12日まで 令和7年5月22日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和6年（再イ）第54号 岡山県倉敷市玉島阿賀崎2171番地15 再生債務者 宮本 悠平 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月12日まで 令和7年5月22日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和6年（再イ）第3号 鹿児島県霧島市国分福島3丁目28番24号 再生債務者 森 章徳	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月19日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係 令和7年（再イ）第3号 鹿児島県霧島市国分野口町24番33号 シ ティービュー野口C棟202 再生債務者 江口 綾香 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月19日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係 令和7年（再イ）第6号 宮崎県兒湯郡都農町大字川北1992番地21 再生債務者 茂野 宏行 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月22日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による再生手 続廃止 令和7年（再イ）第1号 宮城県柴田郡大河原町字新東10-1 太田 コープII-107 再生債務者 千葉 茂喜 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。 令和7年5月21日 仙台地方裁判所大河原支部 令和6年（再イ）第51号 堺市堺区宿屋町東3丁2番16-1号 再生債務者 田原 弘余	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年5月21日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 給与所得者等再生による再生 手続開始 令和7年（再口）第1号 長野県東御市海善寺1025番地2 再生債務者 清水 隆生 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令 和7年7月3日まで 長野地方裁判所上田支部 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取 令和7年（再口）第1号 宮城県宮城郡松島町桜渡戸字真言16番地の3 再生債務者 佐々木秀光 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 19日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月12日まで 令和7年5月22日 仙台地方裁判所第4民事部 令和6年（再口）第1号 青森県上北郡野辺地町字久田13番地6 再生債務者 田村 誠 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年1月 6日付け再生計画案 2 書面で意見を述べことができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月22日 青森地方裁判所民事部再生係 給与所得者等再生による再生 計画認可 令和6年（再口）第5号 沖縄県浦添市宮城4丁目18番13-201号 ゴールドキャッスル 再生債務者 泉 忠	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月14日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年（再口）第1号 秋田市中通6丁目13番15号 再生債務者 土橋 清香 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月15日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月22日 秋田地方裁判所民事第2部 令和6年（再口）第10号 千葉市花見川区武石町2丁目1010番地1 サ ンクステラ4-101号 再生債務者 井上駿太郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月15日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年（再口）第3号 埼玉県東松山市高坂2丁目14番地2 再生債務者 宇津江博文 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和6年（再口）第26号 大阪府東大阪市大蓮東5-10-19 エヌアン ドエスヴィラⅢ202（住民票上の住所 兵庫 県明石市魚住町住吉4丁目9番9号） 再生債務者 及川 知哉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日 大阪地方裁判所第6民事部
---	---	---	---

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

函館市東雲町4番13号
申立人 函館市長 大泉 潤
住所・居所 不明
(亡湯浅光幸の最後の住所) 函館市時任町24番6号
所有者 亡湯浅光幸相続財産
届出期間満了日 令和7年7月16日

令和7年5月16日 函館地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 函館市時任町
地番 179番6
地目 宅地
地積 266.81平方メートル
2 所在 函館市時任町179番地6
家屋番号 405番
種類 居宅
構造 木造鉄骨メツキ鋼板葺平家建
床面積 58.67平方メートル
(附属建物の表示)
符号 1
種類 鳩舎
構造 木造鉄骨メツキ鋼板葺平家建
床面積 66.94平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

岐阜県安八郡神戸町大字和泉1093番地
申立人 大場 和郎
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 不明
所有者 大場彦三郎
届出期間満了日 令和7年7月11日
令和7年5月16日 岐阜地方裁判所大垣支部
(別紙) 物件目録
所在 安八郡神戸町大字和泉字橋爪
地番 1094番
地目 宅地
地積 254.54平方メートル

令和7年(チ)第31号

大阪市東成区神路3丁目15番25号
申立人 福谷 敏博
住所・居所 不明
(最後の住所) 大阪市東成区神路4丁目4番19号
(不動産登記記録上の住所) 大阪市東成区神路3丁目15番25号
所有者 亡金田英樹相続財産
届出期間満了日 令和7年7月15日
令和7年5月19日 大阪地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 大阪市東成区神路3丁目
地番 30番18
地目 宅地
地積 17.09平方メートル

令和7年(チ)第2号

岡山県都窪郡早島町早島2512番地19
申立人 小松 大士
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 都窪郡早島町大字早島1970番地
所有者 岡南土地株式会社
届出期間満了日 令和7年7月11日
令和7年5月15日 岡山地方裁判所倉敷支部
(別紙) 物件目録
1 所在 都窪郡早島町早島字城山
地番 2543番4
地目 宅地
地積 52.18平方メートル

令和6年(チ)第6号

沖縄県那覇市宇安里181番地2階
申立人 高良 昇
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 沖縄県那覇市牧志三丁目13番4号 パレ・ドウ牧志701
共有者 亡高良静子相続財産
届出期間満了日 令和7年7月14日
令和7年5月13日 那覇地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 那覇市牧志二丁目
地番 92番2
地目 宅地
地積 11.20平方メートル
所在等不明共有者の持分 5分の1
2 所在 那覇市牧志二丁目
地番 93番1
地目 宅地
地積 197.30平方メートル
所在等不明共有者の持分 5分の1
3 所在 那覇市牧志二丁目
地番 93番2
地目 宅地
地積 128.59平方メートル
所在等不明共有者の持分 5分の1
4 所在 那覇市牧志二丁目
地番 93番4
地目 宅地
地積 12.43平方メートル
所在等不明共有者の持分 5分の1

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第19号

豊中市大島町1丁目18番27号
申立人 火伏 丸子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 豊中市大島町1丁目3番21号
共有者 亡久保京子相続財産(亡久保京子の不動産登記記録上の氏名) 東野 京子
届出期間満了日 令和7年7月11日
令和7年5月19日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 豊中市大島町1丁目117番地
家屋番号 117番
種類 店舗
構造 鉄骨造陸屋根4階建
床面積 1階 54.36平方メートル
2階 58.93平方メートル
3階 58.93平方メートル
4階 5.24平方メートル
共有者 亡久保京子相続財産 持分8分の7

会社その他のお知らせ

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこそは解散するにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年11月11十四日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月6日

令和7年5月30日

東京都中央区築地五丁目六番1〇号

(甲) 株式会社ダルト
大阪府東大阪市中石切町七丁目1番四五号正

(乙) 不二ハウダル株式会社

代表取締役 澤田 正

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこそは解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.rearx-find.co.jp/>

(乙) <https://www.rearx-find.co.jp/>

令和7年5月30日

東京都新宿区西新宿七丁目七番11〇号

小田急西新宿○一Pレジデンス六丁目

(甲) 株式会社アーツファンド
代表取締役 大人 慶太

東京都府中市美野町二丁目九番1号

(乙) アイモアスペース株式会社
代表取締役 佐藤 亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十二月二十五日
掲載頁 六十六頁 (号外第三〇一號)

令和七年五月三十日 東京都品川区大崎一丁目二番二号

(甲) フリー株式会社
代表取締役 佐々木大輔
代表取締役 川口 千裕

(乙) アポロ株式会社
代表取締役 長野 浩

東京都品川区大崎一丁目二番二号

(甲) フリー株式会社
代表取締役 佐々木大輔
代表取締役 川口 千裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.mdenshi.jp/ana01/>
(乙) <http://www.mdenshi.jp/wk01/>

令和七年五月三十日 東京都港区南青山一丁目一番一号

(甲) 株式会社アイプラネット
代表取締役 山田 洋一

(乙) 株式会社光人社
代表取締役 村松 和彦

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) 行政書士法人中井イミグレーションサービス
社員 景井 俊丞

(乙) R.S.M.汐留バートナーズ行政書士
法人 代表社員 前川 研吾

東京都港区東新橋一丁目五番三号

(甲) のぞみ百村ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ百村ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 横倉 弘和

(乙) F.S. Japan Project
t 2 3 合同会社
代表社員 のぞみ日向ホールディングス
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ羽田ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ羽田ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ箭坪ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ箭坪ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ箭坪ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ箭坪ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 横倉 弘和

(乙) F.S. Japan Project
t 2 4 合同会社
代表社員 のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ青木ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ青木ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ青木ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ青木ソーラー

職務執行者 横倉 弘和

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(乙) F.S. Japan Project
t 2 3 合同会社
代表社員 のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ羽田ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ羽田ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ羽田ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ羽田ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 横倉 弘和

(乙) F.S. Japan Project
t 2 7 合同会社
代表社員 のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 横倉 弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ羽田ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ羽田ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ箭坪ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ箭坪ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ箭坪ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ箭坪ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 横倉 弘和

(乙) F.S. Japan Project
t 2 4 合同会社
代表社員 のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ青木ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ青木ソーラー

職務執行者 横倉 弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(乙) F.S. Japan Project
t 2 3 合同会社
代表社員 のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ羽田ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ羽田ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ羽田ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ羽田ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 横倉 弘和

(乙) F.S. Japan Project
t 2 7 合同会社
代表社員 のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 横倉 弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ羽田ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ羽田ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ箭坪ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ箭坪ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ箭坪ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ箭坪ソーラー

代表社員 ラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 横倉 弘和

(乙) F.S. Japan Project
t 2 4 合同会社
代表社員 のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ日向ホールディングス
合同会社
職務執行者 長尾 誠

東京都港区芝五丁目二九番一九号P.M.O.田
町IV八階

(甲) のぞみ青木ソーラー合同会社
一般社団法人のぞみ青木ソーラー

職務執行者 横倉 弘和

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年5月30日 東京都江東区大島八一四一 合同会社RIDE PLAN 代表社員 Axe Group株式会社 職務執行者 駒井 大地
組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年5月30日 東京都渋谷区渋谷二一九一五宮益坂ビルディング六〇九 合同会社VAULT 代表社員 今井 翔太
組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年5月30日 東京都台東区上野七丁目二番八号 滌通合同会社 代表社員 周 游
組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年5月30日 愛知県碧南市伏見町三丁目四一番地二 合同会社precious 代表社員 伴 康徳
組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年5月30日 愛知県名古屋市昭和区御器所町字木市二九番 合同会社MF&M 代表社員 岩本 悠宏
効力発生日変更公告 当社は、令和七年七月一日であります。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年5月30日 愛知県名古屋市西区赤坂二丁目九番一 eLife株式会社 代表取締役 柏 匡
組織変更公告 当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年5月30日 東京都品川区西五反田三丁目一一番六号 合同会社アリカノ 代表社員 久松 英嵩
効力発生日変更公告 当社は、令和七年五月三十日であります。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年5月30日 東京都港区西五反田三丁目一一番六号 eLife株式会社 代表取締役 柏 匡
資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を八億八千九百九十五万九百円減少することにいたしました。	令和7年5月30日 兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地 株式会社空狐 代表取締役 中原 准志
資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を二百萬円減少することにいたしました。	令和7年5月30日 福岡市中央区舞鶴三丁目一一番八号 住彩株式会社 代表取締役 柴田 貴之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億九千九百六万九千三百五十三円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月八日

掲載頁 一六三頁 (号外第一〇二号)

令和七年五月三十日

静岡県浜松市中央区鶴見町四〇〇番地

株式会社ヨシケイ浜松

代表取締役 平野 圭吾

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を参五千五拾七萬弐千壱百七拾老円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月三十日

愛知県一宮市伝法寺七丁目二番地三

株式会社テクノマインHD

代表取締役 稲葉 貴義

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を一億九千二百万円減少し、それぞれ一千円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月三十日

株式会社テクノマインHD

代表取締役 稲葉 貴義

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六七八〇万円、資本準備金の額を二億六七八〇万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十日

掲載頁 六十四頁 (号外第一一〇号)

令和七年五月三十日

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル

株式会社ファーマシーインベストメント

代表取締役 野田 隆吾

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日を基準日と定め、

同日の最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもつて、剩余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

埼玉県桶川市下日出谷九五八番二三号

株式会社エス・ケー製作所

代表取締役 宍戸 昭彦

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十日

掲載頁 六四〇号

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

株式会社盛岡日産モーターフィールド

